

1 重要事項説明書の主旨

医療法人社団 同仁会 一里山・今井病院が行う通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）事業の適正な運営を確保するために人員及び管理運営に関する事項を定め、サービスの提供にあたる者が、要介護状態又は要支援状態にある方に対し、適正なサービスを提供することを目的とします。

2 事業者

運営法人	医療法人社団 同仁会
代表者名	理事長 今井 文博
法人所在地	愛知県刈谷市一里山町中本山 88 番地
電話番号	0566-26-6700
設立年月日	平成 23 年 9 月 13 日

3 事業所の概要

事業所名	一里山・今井病院 通所リハビリテーション
管理者	今井 文博
事業所所在地	愛知県刈谷市一里山町中本山 88 番地
代表電話番号	0566-26-6700
リハビリ受付窓口電話番号	0566-26-6710
FAX	0566-26-6701
介護保険指定番号（事業所番号）	2312901636

4 営業日、営業時間及び利用定員

営業日	月曜日～金曜日（祝祭日、事業所の定める休診日を除く）
営業時間	営業日の午前 9：00～午後 6：00
サービス提供時間	午後 1：00～午後 2：10 （利用定員 10 人）

5 事業者が行っている他の事業

- ・ 一里山・今井病院
- ・ 居宅介護支援事業所
- ・ 短期入所生活介護（ショートステイ）
- ・ 介護付き有料老人ホーム
- ・ 通所介護（デイサービス）
- ・ 介護予防通所介護

6 職員体制

職種	常勤兼務	常勤以外で兼務	職務内容
医師（管理者）	1名		利用者の状況に応じた日常的な医学的対応
理学療法士	1名		リハビリテーション全般及び計画の作成
作業療法士	2名		リハビリテーション全般及び計画の作成
介護士	1名		利用者のサービス計画に基づく介護
管理栄養士	1名		利用者の栄養状態及びケア計画の作成

7 サービス内容

- ①機能訓練
- ②健康チェック、指導（転倒予防、栄養など）
- ③送迎
- ④リハビリマネジメント（対象者のみ）
- ⑤個別リハビリテーション（対象者のみ）

8 通常の事業の実施地域

通常の事業の実施地域は、刈谷市、知立市、豊明市、豊田市（駒新町、駒場町、中田町）区域です。

通常の事業の実施地域を越えて行う通所リハビリテーション及び介護予防通所リハビリテーションに要した送迎の費用は、その実費とし、次の額を徴収させていただきます。

- ① 通常の事業の実施地域を越える地点から、片道5キロメートル未満 200円
- ② 通常の事業の実施地域を越える地点から、片道5キロメートル以上、10キロメートル未満 400円
- ③ 通常の事業の実施地域を越える地点から、片道10キロメートル以上 600円

9 利用料金

- ① 介護保険法に基づき、原則としてサービス費用の1割、2割、3割のいずれかが利用者の負担額となります。介護保険負担割合証の提示をお願いします。
ご利用者の負担金については、別表「通所リハビリテーション利用料金概算表」をご覧ください。
- ② 基本料金及び加算料金とは別に利用者の個人に係る費用について別途請求が発生することがありますのでご了承ください。

10 利用料のお支払い方法

毎月15日までに、前月分の請求をいたしますので、別途利用料とともに下記のいずれかにてお支払いください。入金確認後、領収書を発行いたします。

- 窓口 受付時間：月曜日～金曜日…午前9時～午後7時、土曜日…午前9時～午後12時
- 振込 指定口座：詳細はお問い合わせください

※手数料は利用者様負担となります。

11 サービス内容に関する苦情等相談窓口

利用中のサービスについて要望および苦情等がある場合、下記の窓口で受け付けます。

事業所名	一里山・今井病院 通所リハビリテーション
事業所所在地	愛知県刈谷市一里山町中本山 88 番地
代表電話番号	0566-26-6700
リハビリ受付窓口電話番号	0566-26-6710
FAX	0566-26-6701
窓口責任者	リハビリテーション科 担当者
受付時間	月曜日～金曜日 午前 9 : 00～午後 6 : 00 (祝祭日、事業所の定める休診日を除く)

○ 行政機関その他苦情受付機関

刈谷市役所 長寿課	所在地 刈谷市東陽町 1 丁目 1 番地 電話番号 0566-62-1013 受付時間 8 : 30～17 : 15 (土、日、祝日を除く)
知立市役所 長寿介護課	所在地 知立市広見 3 丁目 1 番地 電話番号 0566-83-1111 受付時間 8 : 30～17 : 15 (土、日、祝日を除く)
豊明市役所 高齢福祉課	所在地 豊明市新田町子持松 1-1 電話番号 0562-92-1261 受付時間 8 : 30～17 : 15 (土、日、祝日を除く)
豊田市役所 高齢福祉課	所在地 豊田市西町 3-60 電話番号 0565-31-1212 (代) 受付時間 8 : 30～17 : 15 (土、日、祝日を除く)
国民健康保険団体連合会 介護保険課	所在地 名古屋市東区泉 1 丁目 6-5 電話番号 052-971-4165 受付時間 9 : 00～17 : 00 (土、日、祝日を除く)

12 利用者へのお願い

サービス利用の際は、介護保険被保険者証をご提示してください。更新認定や区分変更申請をされた際も、速やかにご提示をお願いします。

13 守秘義務および個人情報の保護

- ・当事業所の職員は、サービスを提供する上で知りえた利用者および家族等の個人情報の取り扱いについて万全の体制で取り組み、その秘密を守ります。
- ・当事業所の職員は、職員でなくなった後も永続的にその秘密を保持します。

- ・サービス担当者会議等においてサービスを提供する上で必要な利用者および家族の個人情報を、居宅介護支援事業者および居宅サービス担当者等の第3者に提供することがあります。

14 個人情報使用について

① 使用の目的及び場合

事業所が、介護保険法に関する法令に従い、サービス提供等を円滑に実施するため、サービス担当者会議等において必要な場合に使用します。

② 使用にあたっての条件

個人情報の提供は、①に記載する目的の範囲内で必要最小限に留め、情報提供の際には関係者以外に漏れることのないよう、細心の注意をはらいます。

③ 個人情報の内容

- ・氏名、住所、健康状態、病歴、家庭状況等の事業者がサービス提供を行うために必要な利用者およびその家族個人の情報をさします。
- ・その他、利用者およびその家族に関する情報であって、特定の個人が識別され、または識別される情報をさします。

15 サービスを利用するに当たっての留意事項

当事業所のサービスの利用に当たって以下の事項について留意するようお願いします。

- ①施設内および敷地内での飲酒・喫煙はご遠慮下さい。
- ②設備・備品の利用は、他の利用者に迷惑にならないよう利用し、本来の用途に従ってご利用下さい。
それに反した利用により破損等が生じた場合、弁償して頂く場合があります。
- ③金銭・貴重品等は、必要以上は持ち込まず、また利用者自らの責任において管理して下さい。
- ④施設内での「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」はご遠慮下さい。
- ⑤送迎場所に遅れた場合は送迎サービスを受けることができない場合があります。

16 非常災害対策と事業継続計画

防火管理についての責任者を定めます。また非常災害（甚大感染症含め）に関しては防災計画を作成し、非常災害に備えるため、定期的に避難・救出等訓練を行います。

非常時の際は職員の指示に従って行動してください。

17 虐待防止

虐待の発生又はその再発を防止するため定期的に職員で会議を行います。適時相談を受け付けます。

18 その他運営に関する重要事項

事業者は、職員の質的向上を図るための研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備します。

- ① 採用時研修 採用後2カ月以内
- ② 継続研修 年数回

以上